

条例素案の検討について

※下線は第3回検討委員会からの追加等箇所

条例名

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 案1 | 障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例（現時点案） |
| 案2 | 障害のある人もない人も共に生きる山口県づくり条例 |
| 案3 | 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例 |
| 案4 | 山口県障害を理由とする差別のない共生社会づくり条例 |

<考え方>

- ・ 「共生社会の実現」を打ち出したもの（案1～案3）、「障害を理由とする差別の解消」を打ち出したもの（案4）を例示した。
- ・ 本県では、法第17条第1項に基づき平成27年7月に設置している「障害者差別解消支援地域協議会」の名称を「山口県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進会議」としている。

<関連する委員の意見>

- ・ 条例名については、差別解消よりも共生社会の実現を謳うものにしていただきたい。（第3回）

【参考】条例制定済37都道府県条例名の要素別分類 ※（ ）は都道府県数（重複あり）

- 「共生社会」（27）
 - ・ 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例
 - ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例
 - ・ 障害のある人もない人も共に幸せに暮らせる福井県共生社会条例
 - ・ 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例
 - ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例
 - ・ 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例
- 「差別解消」（10）
 - ・ 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
 - ・ 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（宮城県）
 - ・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例
- 「理解促進」（2）
 - ・ 秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例
 - ・ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
- その他（「人権」等）（3）
 - ・ 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例
 - ・ 山梨県障害者幸住条例

前文

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。
- しかしながら、今なお、障害や障害のある人への誤解や偏見、理解の不足等により、障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感じている状況がある。
- また、障害のある人の中には、外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、身体障害者手帳等の交付には至らないものの日常生活や社会生活の中で困難を余儀なくされている人も、少なくない実態がある。
- このため、山口県では、誰もが多様な障害の特性を理解し、ちょっとした配慮を実践する、あいサポート運動を県民運動として積極的に展開するなど、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくるために様々な取組を進めてきた。
- このような中、昨年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、障害に対する理解促進と差別解消の取組が一層求められている状況にある。
- さらに、同じく昨年開催された東京2020パラリンピック競技大会では、パラアスリートが自らの障害と向き合いながらひたむきに挑戦する姿が、私たちに大きな夢と感動、勇気を与えてくれたところであり、私たちは、この大会を契機として生まれた、障害や障害のある人に対する関心と共生の意識の高まりを持続させ、ともに支え合う共生社会の実現に向けた取組をこれまで以上に推進していかなければならない。
- ここに、私たち一人一人が、障害や障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組み、県、市町、県民及び事業者が一体となって誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

<考え方>

- ・ 前文の構成は、条例制定の理念を宣言し、明らかにするものとして、障害を理由とする差別の解消を進め、共生社会実現への決意を示す、他県条例に多くみられるものとしている。(①課題と重要性の認識、②これまでの取組、③条例制定の目的(決意))
- ・ 外見からは分かりにくい障害者、身体障害者手帳等の交付に至らないものの日常生活等で困難を抱えている障害者についても言及している。
- ・ 前文は地域条例の独自性を反映しやすい箇所であり、本県独自の取組として推進してきた「あいサポート運動」について言及している。

<関連する委員の意見>

- ・ 当事者の気持ちが置き去りにならないよう、誰もが自分のこととして考えられるような共生社会を実現していく条例としていきたい。(第1回)
- ・ 「不当な差別的取扱い」の対象に一般私人を含めないとした場合でも、障害者への差別や偏見は許さないという理念を基調とした条例にしていただきたい。(第1回)
- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。(第2回)
- ・ 県民全体に条例を理解してもらうため、特に「前文」などは、なるべく柔らかい文章、分かりやすい表現となるよう、工夫していただきたい。(第2回)
- ・ 差別するということは、その前段に偏見がある。条例前文で、山口県ではいかなる偏見も差別も許さない、みんなで共生社会をつくろう、という明確な決意表明をすることを望んでいる。(第3回)

第1章 総則

1 目的

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与すること。

<考え方>

- ・ 立法目的を簡潔に表現し、条例全体の解釈・運用の方向性を示すものとしている。

2 定義

- ① 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ② 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- ③ 不当な差別的取扱い 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは障害のない人に対しては付さない条件を付すことその他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすること。

<考え方>

- ・ ①「障害者（障害のある人）」及び②「社会的障壁」については、法において定義されているが、本条例において重要な用語であるため、改めて法と同内容で定義する（他県条例でも多くの県が定義）。
- ・ ③「不当な差別的取扱い」については、法では定義していないが、本条例において重要なキーワードとなるものであり、県民への正しい理解・普及を促すことが重要と考えられることから、国の基本方針を踏まえ包括的に定義する。

【参考1】障害者差別解消法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三～七 （略）

【参考 2】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第 2 の 1 (抜粋)

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

【参考 3】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第 2 の 2 (抜粋)

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

3 基本理念

- 共生社会の実現は、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを旨として推進されなければならない。
- 共生社会の実現は、何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを旨として推進されなければならない。
- 共生社会の実現は、障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深める必要があることを旨として推進されなければならない。
- 共生社会の実現は、県、市町、県民及び事業者が相互に協力し、連携して取り組むことを旨として推進されなければならない。

<考え方>

- ・ 条例に基づく施策や措置を行うに当たり、重要となる考え方として、①障害者の人権の尊重（障害者基本法第3条本文）、②差別の禁止（同法第4条第1項）、③障害及び障害者に対する関心と理解、④県、市町、県民及び事業者の協力・連携を規定する。
- ・ 私人による差別の禁止については、後述する紛争解決体制の対象とすることが不適当であるため、本条例に通底する基本理念として規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 当事者の気持ちが置き去りにならないよう、誰もが自分のこととして考えられるような共生社会を実現していく条例としていきたい。（第1回）（再掲）
- ・ 「不当な差別的取扱い」の対象に一般私人を含めないとした場合でも、障害者への差別や偏見は許さないという理念を基調とした条例にしていただきたい。（第1回）（再掲）
- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。（第2回）（再掲）
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じて障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。（第2回）
- ・ 私人による差別禁止についても、県及び事業者による差別禁止と同様に規定することを検討していただきたい。（第3回）

【参考1】障害者基本法

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、
基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活
を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られな
ければならない。

一～三 (略)

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益
を侵害する行為をしてはならない。

2・3 (略)

【参考2】熊本県「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

(平成23年7月1日公布)

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

4 県の責務、市町等との連携・協力並びに県民及び事業者の役割

(県の責務)

- 県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を実施する。

(市町等との協力・連携)

- 県は、前条の体制整備を図り、又は施策を実施するに当たっては、市町、県民、事業者その他の関係者と協力し、連携して取り組む。

(県民及び事業者の役割)

- 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する施策に協力するよう努める。

<考え方>

- ・ 条例の目的を達成するために、取組主体となる県並びに県民及び事業者の果たす責務等として、それぞれ「責務」、「役割」を規定する。
- ・ 県と市町は対等・協力の関係にあり、障害者差別解消施策等において各市町が地域の実情に応じて果たす役割を踏まえ、市町の責務については規定しない。
- ・ 県が障害者差別解消等に取り組むに当たり、県を挙げての取組とするべく、「市町、県民、事業者その他の関係者」との協力及び連携について規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。(第2回) (再掲)
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じても障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。(第2回) (再掲)
- ・ 「県の責務」については、「県及び市町の責務」として、市町も含めた一体的な行政機関としての責務とした方がよいのではないか。(第2回)
- ・ 市町については、県と「市町との連携」ではなく、事前に了解を取った上で「市町の責務」として規定すべきだと思う。(第3回)

【参考】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」(令和3年3月26日公布)

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の体制整備を図り、又は同項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、県民、事業者、障害者団体（障害のある人又はその家族その他の関係者で構成され、障害のある人に対する支援を主な活動とする団体をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

1 不当な差別的取扱いの禁止

- 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。
- 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、やむを得ず、障害のある人に対して、障害を理由として、障害のない人と異なる不利益な取扱いをする場合には、当該障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

<考え方>

- ・ 不当な差別的取扱いを禁止する対象は、法と同じく行政機関(県)及び事業者とする。
- ・ 私人(県民)については、法による規制を不相当とする国の見解を踏まえ、条例においては、基本理念に規定する。(P7)
- ・ 県及び事業者と障害者の相互理解を促進するため、国の基本方針で示された考え方(サービス提供等の拒否や制限等の不利益な取扱いをせざるを得ない場合には、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める)を規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 個々の障害者の置かれている状況によってそれぞれ具体的な事情があるため、差別については一律に定義するのではなく、相談に携わっている方が相談できるような体制を整備して個別のケースに対応していけるようにした方がよいと思う。(第1回)
- ・ 個人の差別に関する考え方については、あいサポート運動など様々な面から働きかけ、意識改革をしていくことが大切である。(第2回)
- ・ 私人による差別禁止についても、県及び事業者による差別禁止と同様に規定することを検討していただきたい。(第3回)

【参考1】障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、(以下前条第1項に同じ)。

2 (略)

【参考2】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の2（抜粋）

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（2）正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

【参考3】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」

（H25.6月 内閣府障害者施策担当）

問9-1 本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。

（答） 本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。

【参考4】障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例

（令和4年3月24日公布）

（不当な差別的取扱いの禁止）

第9条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、やむを得ず、障がいのある人が求める財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない者に対しては付さない条件を付す場合には、当該障がいのある者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

2 合理的配慮の提供義務

- 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人（障害のある人がその意思を表明することが困難である場合にあっては、その家族等）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。
- 県及び事業者は、前項に規定する意思の表明があった場合において、合理的配慮が、その実施に伴う負担が過重であることにより実施できないときは、当該意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

<考え方>

- ・ 合理的配慮の提供を義務付ける対象は、法と同じく行政機関（県）及び事業者とする。
- ・ 私人（県民）については、法による規制を不相当とする国の見解を踏まえ、条例においては、基本理念に規定する。（P 7）
- ・ 県及び事業者と障害者の相互理解を促進するため、国の基本方針で示された考え方（負担が過重であることにより合理的配慮の実施が困難な場合は、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める）を規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 障害者差別のうち、不当な差別的取扱いとは定義に書きやすいが、合理的配慮の不提供については定義が難しく、現場での判断も難しい部分かと思う。（第1回）
- ・ 私人間や事業者からの合理的配慮の提供ということについて、双方がコミュニケーションを深めていくことにつながる条例になるとよい。（第1回）
- ・ 合理的配慮の提供として求められるニーズが過重な負担を伴うことも現状としてある。障害者に説明し理解を得ることが現実的であり、実務の立場から当該規定は重要だと思う。（第2回）
- ・ 合理的配慮の提供は、事業者が負担と感ずるのではなく、合理的配慮についての提案を通じたコミュニケーションのきっかけとして捉えられるとよい。（第3回）
- ・ 私人による差別禁止についても、県及び事業者による差別禁止と同様に規定することを検討していただきたい。（第3回）

【参考1】障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 (略)

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、(以下前条第2項に同じ)。

【参考2】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の3 (抜粋)

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア (前略)

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。(後略)

イ (略)

ウ (前略)

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(後略)

エ (略)

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

【参考3】障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例

（令和4年3月24日公布）

（合理的配慮の実施）

第10条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人がその意思を表明することが困難である場合には、当該障がいのある人の家族等が当該障がいのある人に代わって行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮（次項及び次条において「合理的配慮」という。）を行わなければならない。

2 県及び事業者は、前項に規定する意思の表明があった場合において、合理的配慮が、その実施に伴う負担が過重であることにより実施できないときは、当該意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

1 障害を理由とする差別に関する相談体制

- 県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談事案」という。）に的確に応じることができるよう、次に掲げる業務を行う。
 - ① 市町が応じる身近な地域の相談事案の解決を支援するため、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
 - ② 市町において解決が困難な広域的又は専門的事案の解決が図られるよう、市町と連携し、必要な助言、情報の提供及び関係者間の連絡調整を行うこと。
 - ③ 関係行政機関等への通知その他相談事案の処理のために必要な事務を行うこと。

<考え方>

- ・ 改正障害者差別解消法第3条に第2項が新設され、地方公共団体等は必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うこととされたことを踏まえた規定としている。
- ・ 本県では、法施行後、市町を相談の一次窓口、県を二次窓口とする取り扱いとしており、県は、身近な地域の相談窓口を担う市町に対して助言や情報の提供を行い支援するとともに、市町において解決が困難な広域的・専門的な相談事案の解決が図られるよう、必要な連絡調整等を行う役割について規定する。
- ・ 相談の対象者については制限しない（障害を理由とする差別に関する全ての者からの相談を対象とする）。

<関連する委員の意見>

- ・ 愛媛県の規定する「広域専門相談員」のように、市町の相談窓口に対する支援をお願いしたい。さらにいえば、弁護士の活用など法的なバックアップの支援をいただきたい。（第2回）
- ・ 障害者だけでなく、障害のない人も障害者差別に関する相談ができる体制にしたい。（第2回）
- ・ 「責務・役割」の部分では、県と事業者についてのみ主体として書いているのに、「相談体制」では、市町を主体として書いていることに違和感を感じる。（第3回）

【参考1】障害者差別解消法

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 (略)

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【参考2】内閣府・障害者政策委員会「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見 (R2.6.22) 3. の(3) 中【見直しの考え方】(抜粋)

(ア) 国・地方公共団体の役割分担の明確化

- 各行政機関における取組を効果的に行うためには、それぞれの役割分担を明確化することが有効である。このため、地方公共団体の取組状況も踏まえつつ、それぞれの基本的な役割を示すべきである。
- この基本的な役割としては、例えば、市町村は最も身近な相談窓口を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供や専門的・技術的助言等の支援を行うこと、国は市町村や都道府県の関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなどが考えられる。

2 障害を理由とする差別に関する紛争の解決のための体制

(あっせんの求め)

- 障害のある人及びその家族その他の関係者は、事業者から不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、前記の相談を経ても解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる。
- 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、あっせんを求めることができない。
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
 - ② 同一の事案について、過去にあっせんの求めを行ったことがあるとき。
 - ③ 障害のある人の家族その他の関係者があっせんの求めを行う場合において、当該あっせんの求めが当該障害のある人の意に反するとき。

(事実の調査)

- 知事は、あっせんの求めがあったときは、当該紛争事案に係る事実の調査を行う。
- 紛争事案の当事者（あっせんの求めを行った者及び当該あっせんの求めにおいて不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反する取扱いを行ったとされる事業者をいう。以下同じ。）及びその他の関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。
- 調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当事者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(あっせん)

- 知事は、調査を行ったときは、次項各号に該当する場合を除き、「山口県障害者差別解消調整委員会（仮称）」（以下「調整委員会」という。）に対し、当該調査の結果を通知するとともに、あっせんを付託する
- 調整委員会は、あっせんの付託があったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行う。
 - ① あっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき。
 - ② 紛争事案について、国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんを行うことが適当でないとき。
- 調整委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対して、資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。
- 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示する。

○ あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。

① あっせんにより紛争事案が解決したとき。

② あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

○ 調整委員会は、あっせんを行わないこととしたとき又はあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告する。

(勧告)

○ 調整委員会は、知事に対し、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

① 当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき。

② 当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

○ 知事は、勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

○ 知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○ 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

<考え方>

- ・ 差別禁止規定の実効性を確保するため、法第14条において求められている紛争解決の体制について規定する。
- ・ 紛争解決の対象は、事業者による差別事案等とする。
(参考) 本県条例においては、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務は一般私人を対象としていない。
- ・ 県による差別事案等については、行政不服審査法に基づく不服申し立てや職員服務規程により対応する。
- ・ あっせんは障害者側からのみ求めることができるが、勧告に従わない場合の公表に至るまでに事業者側の意見を述べる機会を設けている。
- ・ 事案の調整に第三者的な視点を反映させるため、あっせん及び知事に対して勧告の求めを行う機関として、第三者委員会(「山口県差別解消調整委員会」(仮称))を設置する。

<関連する委員の意見>

- ・ 紛争解決体制について、障害者側からのみあっせんの求めを認めているが、事業者側からあっせんを求めることはできないのか。(第3回)

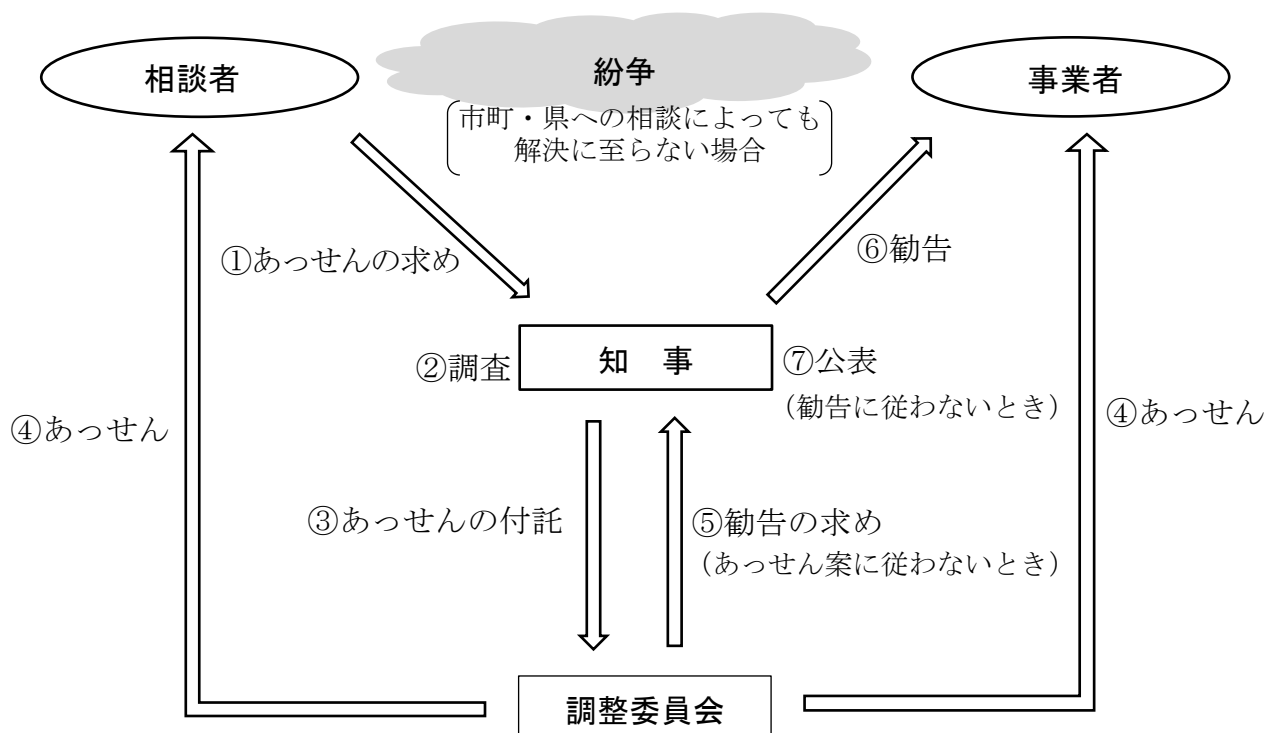
3 障害者差別解消調整委員会（仮称）

- 紛争事案について、知事の付託に応じてあっせんを行うため、知事の附属機関として、調整委員会を置く。
- 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - ① 学識経験を有する者
 - ② 障害のある人又はその家族
 - ③ 障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - ④ 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
 - ⑤ 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

<考え方>

- ・ 紛争事案について、知事の付託に応じてあっせんを行うための機関として、新たに調整委員会を設置する。

○ 紛争解決体制のイメージ



第4章 共生社会実現に向けた施策の推進等

1 県民の理解及び関心の増進

○ 県は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずる。

- ① 障害及び障害のある人に関する知識の普及及び啓発のために必要な施策
- ② 障害のある人と障害のない人との交流の機会の充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

<考え方>

- ・ 障害を理由とする差別の多くが、障害及び障害者に対する理解の不足等から生じていることから、県民の理解及び関心の増進を図るため、普及啓発及び相互理解の促進を共生社会の実現に向けた施策として推進する。

<関連する委員の意見>

- ・ 個人の差別に関する考え方については、あいサポート運動など様々な面から働きかけ、意識改革をしていくことが大切である。(第2回)(再掲)

【参考1】静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

(平成29年3月24日公布)

(県民の理解及び関心の増進)

第20条 県は、障害者及びその障害に対する理解が深まることにより障害を理由とする差別が解消されることの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 障害者及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するために必要な施策
- (2) 障害者及びその障害に関する正しい知識の普及及び啓発を行うために必要な施策
- (3) 障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

【参考2】滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

(平成31年3月22日公布)

(普及啓発等)

第17条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策
- (2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

2 障害者スポーツ等を通じた相互理解の促進

- 県は、障害のある人がスポーツ、文化芸術活動等に参加できる機会の提供に努めるとともに、これらの機会を通じて障害のある人と障害のない人との交流を図り、相互理解が促進されるよう努める。

<考え方>

- ・ 障害者がスポーツ、文化芸術活動等を行うことは、障害者の健康の維持・増進や個性と能力の発揮につながり、生活を豊かにして自己実現を図る機会となること、障害者と障害者でない人が共に体験することで交流の拡大及び相互理解が促進されることから、障害者スポーツ等を通じた相互理解の促進について規定する。

3 幼児期からの障害理解の機会の確保

- 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障害及び障害のある人についての知識や理解を深めるための施策の推進に努める。
- 県は、障害のある子どもとない子どもがスポーツやレクリエーションなどの交流を通じて相互理解が進むよう、社会全体での環境づくりを推進する。

<考え方>

- ・ 差別や偏見の解消においては特に幼児期からの障害理解や交流の推進が重要であることから、幼児期からの障害理解の施策推進等について規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 障害者に対する意識面での差別や偏見の解消については、障害理解の気運醸成や福祉教育を推進するなどの規定として考えていくことがよい。(第2回)
- ・ 小さい頃から身近に障害者とふれあうことは障害者理解の推進において非常に有意義であり、山口県独自の施策としてPRできないか。(第2回)
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じて障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。(第2回)(再掲)
- ・ インクルーシブ教育の推進については、かなり進んできていると感じる。コミュニティスクールの取組により、学校と地域の関わりが強まっているなど、そうした面も「前文」や「施策の推進」に盛り込むなどの工夫がされるとよい。(第2回)
- ・ 障害や障害者の理解というよりも、相互理解を進めるという視点に重点を置いてほしい。「障害のある子どもとない子ども」という表現ではなく、「障害のあるなしに関わらず」という方が共生社会の理念にふさわしいのではないか。(第3回)(再掲)
- ・ この条例は、前提として障害のある方とない方を区別することから始まっている条例ではあるが、その書きぶりには配慮が必要である。(第3回)
- ・ 発達障害など目に見えない障害のある人への対応の仕方や障害のある人の生きづらさの理解について、特に幼児期から教育していくことが必要と思う。(第3回)(再掲)

【参考】福島県「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」

(平成30年12月25日公布)

(教育の推進)

第七条 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。

4 人材の育成・確保

- 県は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保に努める。

<考え方>

- ・ 法改正を踏まえ、相談や紛争解決に対応できる人材の育成・確保について規定する。

【参考1】障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう 人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(※ 下線部が改正による追加部分)

【参考2】秋田県「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」

(平成31年3月15日公布)

(職員の育成)

第三十条 県は、障害者に対する支援を適切に行うため当該支援に関する業務に従事する職員の育成を図るとともに、全ての職員が障害及び障害者についての知識及び理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【参考3】群馬県「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

(平成31年3月22日公布)

(人材の育成)

第二十五条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

第5章 雑則

(財政上の措置)

- 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

附則

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、合理的配慮の提供義務に係る規定（事業者に係る部分に限る。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十六号）の施行の日から施行する。

<考え方>

- ・ 本年9月県議会への本条例の上程から約半年間の周知期間を設けるため、令和5年4月の施行とする。
- ・ ただし、事業者による合理的配慮の提供義務に係る規定については、相当な周知期間が必要と考えられるため、改正法の施行日に合わせて施行することとする。なお、事業者による合理的配慮の提供を義務化する改正障害者差別解消法については、「公布の日（※令和3年6月4日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされている。